

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

投票日10月27日(日) 午前7時から午後8時まで

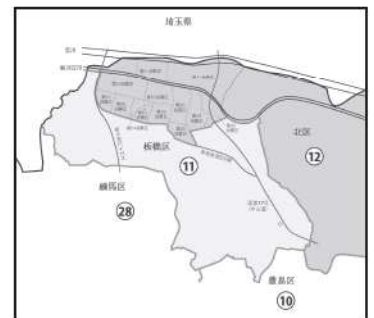
- ・期日前投票期間 10月16日(水)～10月26日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

東京都第12区に属する区域

○北区の全域

○板橋区の次の地域

坂下1丁目(27番、29番から41番まで)、坂下2丁目、坂下3丁目、東坂下2丁目、蓮根1丁目～3丁目、相生町、高島平1丁目～9丁目、新河岸1丁目～3丁目、舟渡1丁目～4丁目



投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- ◇小選挙区選出議員選挙 → 「候補者氏名」を記載
- ◇比例代表選出議員選挙 → 「政党等の名称」を記載